【注意事項】 ※大切な内容ですので、必ずお読みください。

＜雇用主（勤務先の担当者）の方へ＞

・この証明書は、保育の必要性の認定及び保育施設の利用調整において重要な資料となるため、**勤務先の担当の方が**事実のとおりにご記入ください。

・記入例・記載要領・就労証明書に関するよくあるご質問は岸和田市役所のホームページに掲載しております。
下記の二次元コードよりアクセス可能です。

・1～17までのあてはまる項目について、すべてご記入ください。**不備の箇所があると受理できない場合があります。**

・記入誤りの場合は修正テープを使用せず、二重線でご訂正ください。

・訂正箇所がある場合は、内容について岸和田市より電話連絡等にて証明担当者様に確認させていただくことがあります。

・就労時間は、休憩時間を含む労働基準法に基づく契約上の時間をご記入ください。

・証明書の内容について、就労実態を調査することがあります。

◎自営業について

・ご自身が事業所（店舗）を経営している場合や法人を設立されている場合、もしくは法人の役員である場合は利用調整において自営業主の扱いとなります。

・3親等以内の親族が経営する事業所（店舗）または法人で就労している場合は、利用調整において、自営業専従者または家族従業者の扱いとなります。

☆ただし、**下記の3点をすべて満たす書類※**が添付できる場合は、点数表に記載のある「自営業主（添付あり）」の扱いで利用調整を行います。

① 自営業主・自営業専従者・家族従事者として働く本人の氏名が記載されているもの
② 三親等以内の親族が代表者でない法人（会社）・団体が発行しているもので、その法人・団体名が記載されているもの
③ 提出された就労証明書に記載のある仕事内容を行っていることが確認できるもの

以下の例以外の書類についても添付書類として認められる場合がありますので、お申し込み時にご持参ください。

【過去に添付資料として認めた書類】（一例です）

登記事項証明書	各事業所組合の会員証	労災保険加入者証	その他、現在業務を行っていることを証明する書類・免許証等（詳しくは子育て施設課へ）
健康保険証（市町村国保を除く）	商工会議所の加入者証	雇用保険被保険者証	
営業許可証	開業届出書	司法書士会員証	

※すべて写し可

※基準日（入所日）時点で有効なものに限ります。有効期間を必ずご確認ください。

＜保護者の方へ＞

・就労での保育認定には1か月あたり、休憩時間を含み**64時間以上**の就労が必要です。

・記載事項確認のため、岸和田市より就労先に問い合わせをすることがあります。

・転職や就労条件の変更など、**就労証明書の内容に変更があった場合は必ず就労証明書を再提出してください。**

・**複数就労先**がある場合は、それぞれの勤務先で就労証明書を記入いただき、提出してください。

その他ご不明な点がありましたら、岸和田市子育て施設課　保育・幼稚園担当（072-423-9483）までお問い合わせください。

岸和田市使用欄		
就労区分		
母　□　外勤	□　自営	
父　□　外勤	□　自営	
自営業の添付書類		
母　□　あり	□　なし	□　確認中
父　□　あり	□　なし	□　確認中

岸和田市役所ホームページ
記入例・記載要領・就労証明書→